

農地法第3条申請に必要な書類(1部)

○申請時に必ず必要 △申請内容により必要(申請内容によっては、これ以外の添付書類を求める場合がある。)

必要書類	提出要否	備考
農地法第3条の規定による許可申請書及び許可申請書(別添)	○	
権利を取得しようとする土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	○	法務局(佐世保市)で取得。
住民票	△	登記事項証明書と譲渡人の現住所が相違する場合。又は譲受人が町外者の場合。
営農計画書	△	新規就農者で、農業委員会が必要と判断した場合。
耕作証明書	△	譲受人が町外者の場合。住所地の農業委員会で発行。
定款又は寄附行為の写し	△	権利を取得しようとする者が法人の場合のみ添付。
組員名簿又は株主名簿の写し	△	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、法人形態が農事組合法又は株式会社の場合のみ添付。
農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面(農林水産大臣の承認通知の写しなど)及びその構成員の株主名簿	△	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。
構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(農業関係者以外で農業生産法人の構成委員となることが認められた者)であることを証明する書面(法人が清算した農作物の購入について契約書の写し	△	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付。
議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地法公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	△	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	△	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は貸借権の設定についての契約書の写し	△	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	△	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面(競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。)	△	権利を設定しようとする当事者が連署しないで許可申請を行い場合のみ添付。
その他参考となるべき書類	△	損益計算書の写し、総会議事録の写し、戸籍謄本

※申請締切は毎月14日(14日が土日祝日の場合は前日)となっております。〔直前の休日でない日となります〕